

連続30日を超える短期入所サービスの利用申出書

令和 年 月 日

那須塩原市 高齢福祉課長 様

居宅介護支援事業者

介護支援専門員名

利用者の心身の状況等を勘案した結果、連続30日を超える短期入所サービスの利用を居宅サービス計画に位置づける必要があるため下記のとおり申し出ます。

記

被保険者番号		氏名	
要介護状態区分	要支援 ・ 要介護1 ・ 要介護2 ・ 要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5		
認定有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
利用する指定短期入所サービス事業者名			
連続利用開始日	月 日	連続利用 予定日数	日
連続利用終了見込日	月 日		(内自費利用分 日)
理由 ※その他の理由は具体的に記入して下さい。	<ol style="list-style-type: none"> 1 退所予定日において、被保険者の心身の状態が悪化しており、在宅に戻れる状態ではないと客観的に判断できる場合 2 退所予定日において、在宅に戻った場合に介護をする者が急病等で介護できない場合 3 退所予定日において、戻るべき自宅が火災等の災害を受け、あるいは同居する家族の葬儀等があり、在宅に戻れる状態ではない場合 4 その他 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 100px; margin: 5px 0;"></div> 		

注意 ・ 支給限度基準額を超えて全額を自費で利用する場合も含め、居宅サービス計画に位置づける場合には申出を行ってください。(1日も自宅に戻らず継続入所する場合)

連続30日を超える短期入所サービスの利用確認書

連続30日を超える短期入所サービスの利用申し出について、裏面のとおり確認しました。

なお、今後の居宅サービス計画作成にあたっては、他の利用者の妨げとならないよう、次のことに留意してください。

- (1) 常に利用者の状況を把握し、他の在宅サービスの利用に代えることが可能になったときは、速やかに居宅サービス計画の変更を行うこと
- (2) 他の施設への入所等が可能になったときは、速やかに入所にかかる援助を行うこと

令和 年 月 日

那須塩原市 高齢福祉課 担当者確認印

